

意見聴取会での質問

送信日時: 2018年10月2日 17:55

宛先: 浜松市 産業廃棄物対策課



土屋です。

10月24日は出席いたします。さて、十分な配慮がされているかどうかということですが、下記の質問の答えを聞いたからにしたいと思います。

1. 道路土工指針では、施工後長期間経過した盛土の安定は、有効応力法によって計算し、急速に盛土する場合には、施工中及び施工直後の安定性などについては全応力法によって検討するとされている。施工中あるいは施工後に浸透水の影響を受けたりすることが想定されるが、有効応力法を用いなかったのはなぜか？

2. 地震時における埋立廃棄物の流動化を防止する目的で、底面に堰堤を設け、埋立物の縁切りを考慮する必要はないか？

3. 地すべり対策である地下水排除工により集水された地下水は、どのように地外に流出させるのか？また将来に埋まるアンカーヘッドの腐食防止策についてどのように考えているか？

4. 埋立廃棄物中に形成される地下水について底部浸出水集排水管の設置を計画しているが、降雨後に形成される地下水の早期排水を行うために、中間位置にも同様な施設を設置する必要性はないか？

5. 土砂堆砂量の予測計算に用いた、埋め立て作業中の400m³/haと埋め立て完了後の15m³/haの根拠は？

On 2018/09/27 13:59, 浜松市 産業廃棄物対策課 wrote:

> 浜松市産業廃棄物処理施設設置等調整委員 様

>

>

> 日頃、大変お世話になっております。

> 先に送付させていただきました、意見聴取依頼につきまして、別添のとおり

> 意見書の様式について送付させていただきます。

> 日頃、業務でお忙しい中、お手数をおかけ足しますが、よろしくお願いいたします。

>

>

> なお、当市では情報セキュリティ強化のため、メールの添付ファイルは暗号化してお届けしています。

> パスワードは別途ご案内いたします。

>

> *****

> 浜松市 環境部 産業廃棄物対策課

> 許可審査グループ 長崎光裕

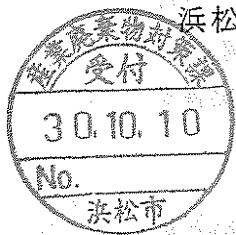
> 住所: 浜松市中区鴨江三丁目1番10号

> TEL: 053-453-6110

> FAX: 053-453-6001

> E-mail: sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp

> *****



浜松市産業廃棄物対策課あて

小杉山晃一

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
- 専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水
その他（自然環境保全）

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

配布された資料では住民説明会でどのような説明がなされたのか窺い知ることができないが、反対を表明している住民がいる背景には説明不足があるのではないと思われる。公的な施設の建設において、関係する住民と十分なコミュニケーションを図ることは、昨今の行政にとって重要な課題だと思われる。

環境影響評価の基本的な考え方として、法令を遵守するだけでなく、また、基準をクリアするだけでなく、最善を求めることが求められている（ベスト追求型）。現状が碎石場ということであれば、自然環境保全の側面からは、求める最善のレベルは決して高度なものではない。現状と比べて何がどの程度変化するかをわかりやすく示すことが重要である。さらに、近年の災害対策を考えると、万が一の場合を幅広く想定し、発災した場合の責任の所在や補償のあり方をあらかじめ示しておくこともコミュニケーションには不可欠である。

専門外の部分については意見を差し控えるが、遮水工の構造・モニタリング実施等、最終処分場に要求されている基本的な対応は出来ていると思われる。従って、施設の建設によって何がどの程度変化するかを明確に示す資料が必要である（住民説明会等ですでに示している場合はご容赦頂きたい）。

一般的に、環境影響評価では造成時、共用時、災害時に分けてその影響を予測し評価する。評価結果や影響を軽減する措置が不明確であれば、賛同が得られにくくなると思われる。

造成時において住民が憂慮している問題として、工事途中の地震や大雨による斜面崩壊、土砂流出が上げられる。また、工事車両による交通障害を心配する住民も多いと思われる。この対応を明確に示すことが必要である。

共用時においては、有害物質の放出・流出の心配を払拭しなくてはならない。浸出水

御協力ありがとうございました。

の処理方法、有害物質を検出する方法、検出された場合の対応、放流水や放出ガスの性質やそれへの対応など、通常のマネジメントの手順を明確に示すことが必要である。

災害時については、どのような甚大な災害まで想定しているのか、近年の自然災害を考えると想定範囲が課題になってくると思われる。

専門外の分野も多く含まれており、すでに事業者や行政が対応済みのものも多いと思われるため、委員の意見としては意味を成さないかもしれないが、現在、考えられることを述べさせて頂いた。住民の理解を得ることを最優先に進めて頂きたい。

御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課御中

名 岡島いづみ

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

☐ [1] 廃棄物の処理 ☐ [2] 大気質 ☐ [3] 騒音 ☐ [4] 振動 ☐ [5] 悪臭 ☐ [6] 水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

(1) 別紙 4-4.1 p. 4.1-47

放流水の塩化物イオン濃度の測定について、1 か月に一度の測定で大丈夫か？

（放流水が農地に到達するまでの時間も含めて、濃度抑制対策開始基準値を超過した場合の希釈対応のタイミングなども加味して問題ない間隔なのか？）

(2) 別紙 4-4.1 p. 4.1-48

放流水の塩化物イオン濃度の測定について、花見橋での通常の測定間隔、及び濃度抑制対策開始基準値を超過した際の測定間隔も、放流水と同様に明らかにした方が良いのではないか。

(3) 別紙 4-4.1 pp. 4.1-32～33

浸出水処理プロセスで行う活性炭吸着処理およびキレート処理で発生する交換後の活性炭およびキレート樹脂の処理方法は？

(4) 別紙 4-4.1 p. 4.1-34

浸出処理水プロセスで行う脱水処理で発生する脱水ケーキは、無条件に場内で埋め立て処分されるのか？外部受入と同様に少なくとも WDS は作成した方が良いのではないか。

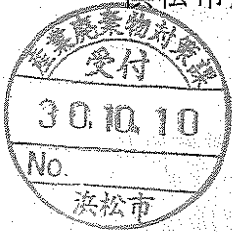
(5) 別紙 4-4.1 p. 4.1-34

同脱水処理で発生する排水処理方法は？



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて



御芳名 川上 福司 (騒音・振動)

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 (3)騒音 (4)振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

・DVD 提供資料のうち、騒音・振動に係る申請書／生活環境影響評価報告書／「平成22年6月提出版」の「4-2 騒音」、及び「追加調査（平成30年2月）20180712提出」の「1.確認調査報告書（本編）」の（2）騒音・（3）振動、をメインにレビュー

・地元からの意見書に見るように、住民側の懸念は土壌汚染・大気／水質汚染に集中しており、騒音・振動については、地形条件や計画施設と住宅との距離、或いは騒音被害が一過性であること等を考慮すると、建設後に大きな問題を引き起こすとは考えにくい

・一方で、両年度による現地測定から、セミ・カエルの鳴き声などいわゆる Soundscape として許容されるものを除けば、騒音レベルは総じて環境騒音基準以下であり、建設地周辺は元々山里の静かな場所であると山間・海岸に建設される風力発電施設同様、暗騒音が低いが故に受振側に意外に大きな影響（健康被害・精神的な苦痛）を与えることが予想される。以下の2つの視点から、十分な検討と安全性の確認を加えておくことが望まれる

①計画施設の稼働時間に発生する騒音が、最も近い住宅敷地の施設側境界(100m)で新東名高速道路からの騒音、近隣道路からの騒音、及びその他の日常騒音を合わせた合成騒音レベルを超えないこと（施設発生騒音を加えても、ほとんど騒音レベルの値に変化が無い）、或いは環境基準以下であることが示されればよい

⇒検討資料より、ほぼ同主旨での検証がなされ、敷地境界および近隣住宅付近でも環境基準を下回り、建設前の日常的暗騒音／Soundscape 以下であることが確認されている

②破砕等大きな衝撃騒音の発生する作業が見込まれる場合は、埋設など比較的定常／低レベルの騒音の作業から分離し、敷地外に大きな影響を与えることがないかどうかを検証・判断し、仮にそれが判明した場合は遮音性のある屋根・壁で覆われた小規模の屋内作業場で行う、等の配慮を行うことが望ましい（屋内に配置するだけで、10-20 (dB)騒音レベル低減が可能、空調設備のない建屋で窓を開けた場合でも一定以上の遮音が確保できる）

御協力ありがとうございました。

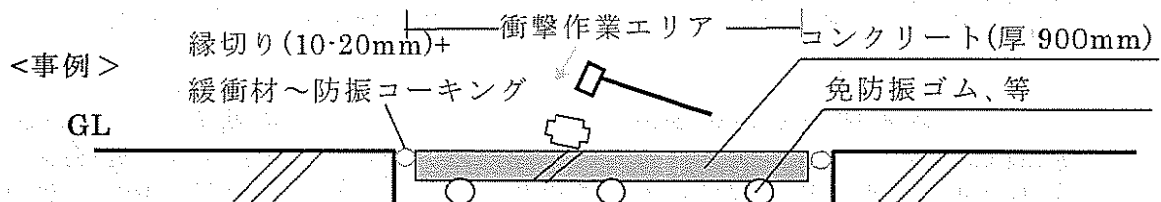
⇒計画では、すでに破碎処理施設は屋根・壁付き建屋で内部も適切に吸音されており、配慮済みと考える。課題は搬入出時（シャッター開放時）の内部騒音漏れなど、運用面にあると考えられるが、結果はこの点も考慮して検討がなされたことを示している。

- ・平成 22 年提出の「3 生活環境影響調査項目の選定／表 3-2-1 選定した調査項目」の中の「騒音（影響要因）」の項目に、「破碎処理施設の稼働」を追加すべき、と考える。おそらく、この作業中に発生する騒音が最も大きな懸念要素ではないかと推測される（建屋及び距離減衰により直近の住宅敷地境界で問題がないこと、を示せばよい）

⇒これについても――「追加調査（平成 30 年 2 月）20180712 提出」では破碎施設についても項目に盛り込んで検討が行われており、検討結果も含め十分な配慮がされている、と考える

- ・その他、追加資料にある現地測定結果のうち、「騒音」については、マイクロホンの風雑音の影響を知るため、測定結果に「風速」を、或いは「無風状態で測定」などを、追記すべきだった。しかし、風雑音の影響があったとしてもそれは安全側（騒音レベルが大きく計測される）への作用であり、結果はそのまま基本数値として捉えて難はないだろう。また、将来の運搬車両増についても、騒音レベルの増加は約 1dB 以下と軽微で、想定条件下では問題ないと考えてよい

- ・振動については、杭の打ち込み等に類する大きな作業は日常的には無いと思われるが、もし定期的にその種の（地盤に直接衝撃エネルギーを与える）作業が見込まれる場合は、防振支持した「衝撃作業エリア」を設置するなどの配慮を行うことが望ましい



○質疑

- ・資料からは、計画施設内での作業の流れの全体イメージについて、実感がわからないので、「破碎処理作業」や「埋設処分作業」がどの程度の頻度で、どのように進行するのか、等を 10/24 の現地視察の折に補完説明頂けると幸甚

○提案：

- ・報告者の居住する内野台地区にも、染地台を含む新都市開発が完了する前には産業廃棄物処理場が存在しました（現在は住宅地）。埋設処理現場は、高い仮囲い／防音壁で覆われ、中でどんな物がどんな形で処分されているかをうかがい知ることが出来ませんでした。

時には囲いの下から処分対象の廃棄物の一旦がはみ出すこともあり、「内部が見えない」ことにより、地域住民の不安や不信をかこっていたような記憶があります。

そこで提案なのですが、むしろ現在のような仮囲いは中止し、最近の高速道路の

御協力ありがとうございました。

防音塀のような「透明で内部が見える仮囲い／防音壁（或いは、目の高さのみ透明部材で構成）」にしたかどうかと思います。素材としては、10mm 程度のアクリルか、ガラスで遮音性も十分に高く、仮に処理中に多少の音が出たとしても、外部に大きな騒音が漏れることはなく、かつ視覚的には内部が見えて開放的なので、住民側の安心感や処理施設側との信頼関係も自然に醸成されると思われます。

当計画は、検討・説明が始まってから非常に長い時間が経過しており、このくらいの思い切った提案がないと、地元の不安感は払拭できないのではないかと拝察致します。例えば――：

- # “内部作業が見える開放的で安全な産廃施設”（騒音低減＋安全確保＋防犯を意図した透明な防護壁／窓）
- # 「作業は計画～事前説明のとおり行っており、それは住民の皆さんにもいつでも外から確認・チェック頂けます」
- # 「加えて、内部はいつでも見学ができますので、ご希望があれば係員にお声をかけて下さい。改善提案などについても歓迎いたします」

――云々。

／／

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 樋口 能士 (立命館大学)

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

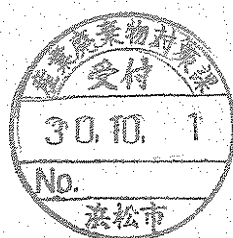
[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

主として大気質・悪臭に関して拝読致しましたが、総じて詳細かつ慎重は評価がなされており、現時点で重大な指摘事項は見当たりませんでした。特に悪臭に関しては消臭試験の結果なども反映されており、適正な対策を追求する努力が見受けられます。確認も兼ねて敢えて指摘させていただく点として、以下を挙げさせていただきます。

- ・ 粉じん対策について、「効率の良い作業により覆土作業時間を短縮する」旨の手段が挙げられているが、覆土作業を粗雑に行えば却って粉じん発生につながらないか？「効率の良い作業」の具体例を簡潔にでも示すことはできないか。
- ・ 石綿について、埋立に至る手順は適正と考えられるが、石綿に対しては健康への懸念が特に強く、環境基準の維持を前提に実現可能な最大限の排出抑制を実施すべきと考える。環境基準値よりも低い自主基準値を設定するなどのさらなる努力が示せないか。
- ・ 悪臭について、特に朝晩の時間帯は、安定した大気状態の下で臭気が地表付近を遠方まで移動することも想定され、また在宅比率も高いために苦情につながりやすい。例えば「臭気が遠方まで到達して苦情につながりやすい時間帯が見出された場合には、その時間帯における臭気発生源の操業を控え、悪臭苦情の未然防止に努める」等の対策が追記できないか。

以上



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて御中

御芳名 藤本 忠蔵

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 (6)水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。
水質関係の資料を中心に読ませていただきました。特に意見はございません。



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて

御芳名 釜谷 保志

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（簡条書きでも構いません）。

以下について、現状と計画について教えてください。

- ・埋立箇所浸出水原水の管理法について
- ・浸出水処理設備のフローとその内容（処理方法と処理量）、ならびに処理水の水質管理への取組について



御協力ありがとうございました。

浜松市産業廃棄物対策課あて御中

御芳名 尾 島 俊 之

産業廃棄物処理施設設置許可における意見聴取について

- 1 株式会社ミダックが設置する産業廃棄物の最終処分場に関して、「最終処分場の位置、構造等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が周辺地域の生活環境の保全について適切な配慮がなされたものであるか」御意見をお伺いします。
専門分野に係る御意見のほか、御質問でも構いません。

○分野について選択ください。

[1]廃棄物の処理 [2]大気質 [3]騒音 [4]振動 [5]悪臭 [6]水質及び地下水

○御意見並びに御質問についてご記入ください（箇条書きでも構いません）。

事業者からの申請書は、法令に基づく必要事項について詳細に検討が行われていると考えられます。

一方で、利害関係者からの意見書、質問内容のうち、個別具体的なものの多くは、もったいな指摘であると考えられます。

論点は、概ね出尽くしていると考えられ、私から追加の質問等はありません。



御協力ありがとうございました。